

国水計調第1号
国水情第4号
国水環保第2号
令和2年4月30日

各都道府県・政令指定都市 水防担当部長 宛て

国土交通省 水管理・国土保全局

河川計画課 河川計画調整室長

河川情報企画室長

河川環境課 河川保全企画室長

令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同16日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

（1）協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の広がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限りWEB会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られたい。WEB会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十

分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

(2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

一般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

【参考事務連絡】

○令和2年4月1日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○令和2年4月7日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和2年4月21日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)、消防庁国民保護・防災課長発出)

○令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.(1)協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれない。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。